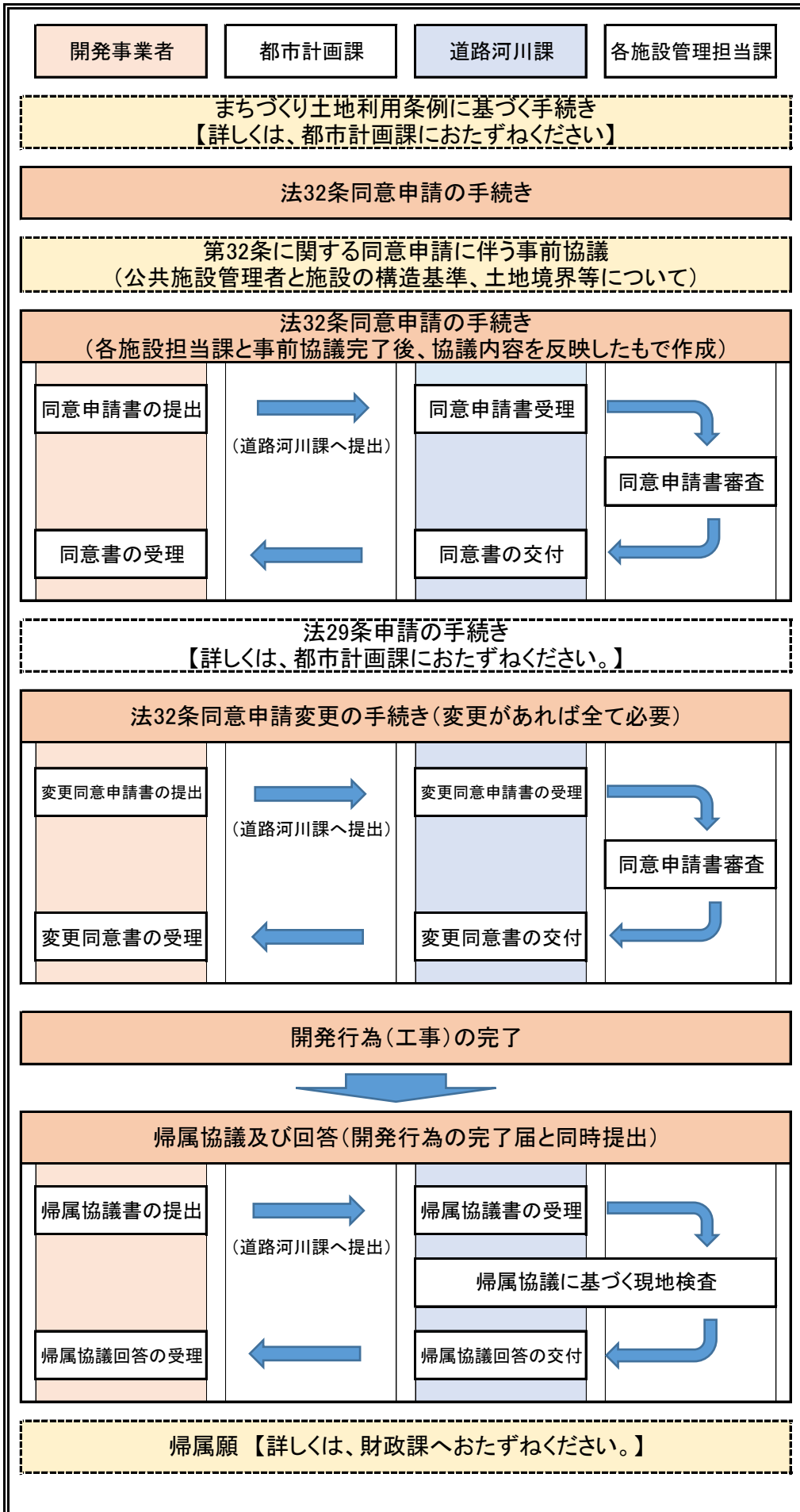


● 都市計画法第32条同意申請及び帰属協議フロー



手続きに関する注意事項

- ◎ 提出部数は、**正副2部**です。
- ◎ 開発区域決定で分筆等が必要な場合は、分筆を行い区域が変わらない様にして下さい。
- ◎ 同意書の交付は、各施設担当課と同意が成立し次第、連絡をしますので、道路河川課までお越し下さい。
- ◎ 提出部数は、**正副2部**です。
- ◎ 法32条同意に変更があった場合は、法29条許可申請に関わらず、全て変更の手続きをして下さい。
- ◎ 同意書の交付は、各施設担当課と変更同意が成立し次第、連絡をしますので、道路河川課までお越し下さい。
- ◎ 提出部数は、**正副2部**です。
- ◎ 帰属協議迄に、土地の所有権を開発事業者へ移してください。
- ◎ 現地検査終了し、完了調書決裁後、帰属協議回答交付の連絡をしますので、道路河川課までお越し下さい。(手直し等がある場合は、手直しの完了書類受領し、完了調書決裁後になりま